

京都市告示第227号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、平成28年1月20日付け京都市告示第566号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

平成28年7月8日

京都市長 門川大作

1 一部の指定を解除する区域

京都市上京区寺町通荒神口下る松蔭町131番及び京都市上京区新烏丸通下切通シ上る新烏丸頭町162番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)